天 理 市 農 業 委 員 会　議 事 録

・日　　時　　　令和５年４月６日（木）午後２時02分～午後２時48分

・場　　所　　　天理市役所　５階　５３３Ｂ　会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　田中　秀佶　君　　　　　　　　２番　　欠員

３番　　中嶋喜代次　君　　　　　　　　４番　　榎堀　秀樹　君

５番　　藪内　清光　君　　　　　　　　６番　　藏本　純次　君

７番　　𠮷田　幸雄　君　　　　　　　　８番　　川畑　　稔　君　　　　　　　　９番　　龍見　喜朗　君　　　　　　　　10番　 松井　義憲　君

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　山原　　修　君　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏　君

前栽地区　　庄司　茂治　君　　　　　井戸堂地区　　松本　和成　君

朝和東部地区　　南浦　康男　君　　　　　　櫟本地区　　奥出　善嗣　君　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦　君

・事務局職員　局長　　奥田　　彰　 　　　　　　係長　　德永　佳代

・欠席委員

（農地利用最適化推進委員）

二階堂地区　　松本　淸一　君　　　　朝和西部地区　　野田　潤一　君

　　柳本地区　　杉田　義正　君

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第４条に関する許可申請について

議案第３号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第４号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第５号　　「令和５年度最適化活動の目標の設定等」について

議案第６号　　その他

　　　　　　　①市街化区域の専決処分について（報告）

　　　　　　　②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

事務局長（奥田彰君）

委員の皆様、本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。当初は明日の７日に委員会をお願いしておりましたが、急遽本日に変更していただき、ご迷惑をおかけしました。

定刻の時間を少し過ぎましたが、ただ今より４月定例委員会を開催いたします。

　本日出席の農業委員は９名で、定数の過半数を超えておりますので、委員会は成立しております。

なお、本日は松本淸推進委員、野田推進委員、杉田推進委員から欠席の連絡を受けております。

次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行をお願いいたします。

議長（松井義憲君）

４月となり、新年度が始まったわけでございますが今年度もよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、４月から法律が改正になり、農地の取得面積の上限が撤廃となったことは、３月委員会に案内があったところでございます。

また、人・農地プランが「地域計画」に法定化されて、将来の集落の目標を作っていくということで、皆さん方には色々とご協力をいただかないといけないことも多々あると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、４月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

　ご同意いただきましたので、６番　藏本委員と、８番　川畑委員にお願いしたいと思います。

議長（松井義憲君）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局係長（德永佳代君）

議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」７件について説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の２ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

２番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番表記のとおりです。

３番申請は、譲受人が小作地を買取ることを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の４ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

４番申請は、譲渡人が遠方で耕作できないことを事由とする所有権移転　贈与です。

場所の地図は、議案書の５ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は４番表記のとおりです。

５番申請は、譲受人の農業経営拡大を事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の６ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は５番表記のとおりです。

６番申請は、譲渡人が遠方で耕作できないことを事由とする所有権移転　贈与です。

場所の地図は、議案書の７ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は６番表記のとおりです。

７番申請は、譲渡人が高齢で耕作できないことを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の８ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は７番表記のとおりです。

以上、７件の申請は、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第４条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代君）

議案第２号　農地法第４条に関する許可申請２件について説明させていただきます。

議案書９ページをご参照願います。申請につきまして、令和５年３月27日に、中嶋

委員と共に農地現地調査を行いました。

資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請の転用目的は、青空資材置場・青空駐車場です。

申請者及び申請地は１番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、住宅等が連担する区域に近接する区域で農地の規模が10ヘクタール未満の第２種農地で、申請地の周辺には事業目的達成可能な農地以外の土地や第３種農地がなく、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第４条第２項各号にも該当しないため、

問題ないと考えます。

２番申請の転用目的は、営農型発電設備の更新で一時転用です。

申請者及び申請地は２番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、農用地でありますが、３年以内の一時転用の例外事項として転用可能です。また、更新申請で、今後も転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第４条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農地法第４条に関する許可申請について、申請内容のとおり県へ進達

いたします。

　次に、議案第３号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代君）

議案第３号　農地法第５条に関する許可申請３件について説明させていただきます。

議案書10ページをご参照願います。申請につきまして、令和５年３月27日に、中嶋委員と共に農地現地調査を行いました。資料番号３の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、青空資材置場を転用目的とする所有権移転　売買です。

申請者及び申請地は１番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号３のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、住宅等の連担する区域にある第３種農地で、また、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

２番申請は、青空駐車場を転用目的とする所有権移転　売買です。

申請者及び申請地は２番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号４のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、住宅等の連担する区域に近接する区域で農地の規模が10ヘクタール未満の第２種農地で、申請地の周辺には事業目的達成可能な農地以外の土地や第３種農地がなく転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

３番申請は、青空駐車場を転用目的とする賃貸借です。

申請者及び申請地は３番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号５のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、住宅等の連担する区域に近接する区域で農地の規模が10ヘクタール未満の第２種農地で、申請地の周辺には事業目的達成可能な農地以外の土地や第３種農地がなく転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

農業委員（榎堀秀樹君）

　内容については問題ないのですが、附属している地図が古いもののようで、現在は

道路も改良され、随分と周辺が変わっているので、最新のものにしていただけたらと

思うのですが。

事務局長（奥田彰君）

　今後は住宅地図も新しい資料を用意してまいりたいと考えます。

議長（松井義憲君）

ほかに何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農地法第５条に関する許可申請について、申請内容のとおり県へ進達

いたします。

次に、議案第４号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代君）

議案第４号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画６件について説明いたします。議案書11ページをご覧ください。

１件目と２件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、畑として利用する使用貸借で、新規集積となります。

３件目と４件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、畑として利用する賃貸借で、期間の更新となります。

５件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。パイプハウスとして利用する賃貸借で、

期間の更新となります。

６件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。水田として利用する使用貸借で、期間の更新となります。以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただいま、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

次に、議案第５号　令和５年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代君）

議案第５号　令和５年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

各農業委員会では最適化活動の目標を定め、その設定を基づき、活動結果が求められております。今年度の農地利用最適化の目標設定についてお諮りいたします。

１ページは、天理市農業委員会の状況でございます。農業の概要の各項目の数字は、令和５年４月時点でのデータで農林業センサス2020等のデータを基にしております。

次のページに移りまして、１　最適化活動の成果目標でございます。農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の各項目についてそれぞれ成果目標を設定いたします。まず（１）農地の集積です。

①「現状及び課題」はこれまでの農地集積面積292ha、集積率18.3％となっています。

②「目標」で令和５年度の新規集積面積の目標は８haといたしました。

前年の令和４年度の目標は７haで集積目標を達成いたしましたので、今年度の新規集積目標は８haが妥当ではないかと考えます。

なお、新規集積とは、サポートセンターを通しての農地の貸付けと解釈して頂いて結構でございます。農地の管理に困っている地主さんには委員の皆さんからサポートセンターに貸し付けるよう積極的に働きかけていただきたくようお願いします。

次に（２）遊休農地の解消です。

令和４年度の遊休農地調査では約17haでございました。そのうち緑区分の遊休農地

つまり草刈り機で解消できる程度の遊休農地は３haでした。この３haの１/５以上の面積を解消目標に設定しなさいという国の方針でございます。従いまして令和５年度の遊休農地の解消目標面積は１haに定めて参りたいと考えます。

１haの遊休農地の解消はかなり難しい目標設定ですが、委員の皆様には担当地域の遊休農地につきまして１筆でも多く解消できるようよろしくお願いいたします。

次のページに移りまして（３）新規参入の促進でございます。

この目標につきましては「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」ということであります。非常に理解しにくい目標指標でございまして、農業委員会の上部団体であります奈良県農業会議に尋ねましたところ、「地域に担い手が不足している、あるいは担い手がいない場合は、新規参入者に農地を貸してもよいとあらかじめ地域内で合意形成されている面積」という説明でございました。

従前より「人・農地プラン」の作成を進めて参ったところでございますが、この地域計画の中で新規参入者が地域の担い手不足を補うことの合意している面積と考えているようです。この令和５年度の目標面積は、前年と同様の２haといたしました。

ただ、新規参入の促進は最適化活動の柱の一つでございます。農地法３条での下限面積も撤廃され、新規で農地取得しやすくなりました。新たな農業参入者にも農地を集積し積上げていく目標面積とお考え頂いてよろしいかと思います。

次に２　最適化活動の活動目標でございます。こちらは農業委員、推進委員の実働目標を設定いたします。

（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標

こちらの設定は、前年同様に月に６日を目標と定めて参りたいと考えます。

毎月提出して頂いております活動報告書を集計して、皆様にお支払いする交付金の算定根拠となりますので、積極的な活動をよろしくお願いいたします。

（２）活動強化月間の設定目標

農業委員会は最適化活動の強化月間を設けることとされました。天理市農業委員会では、設定回数を３回、活動時期と取組項目についてはお示ししている内容で考えました。

（３）新規参入相談会への参加目標

この目標は、農業委員会は新規参入者に対する相談会に参加しなさいという目標でございます。参加回数目標は１回と考えております。

以上、令和５年度最適化活動の目標設定等でございます。ご意見のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただいま、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、「令和５年度最適化活動の目標の設定等について、これを決定し、県に報告することとします。

次に、議案第６号　その他①　３月分「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代君）

議案第６号　その他①　３月分の市街化区域転用の届出についてご報告いたします。

資料番号６をご参照ください。

令和５年３月の市街化区域 転用届出といたしまして５条届出は、青空駐車場　１件

860㎡でした。

市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただいま、報告のありました「３月分市街化区域の専決処分について」何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

　次に、議案第６号　その他②「生産緑地地区の取得の斡旋依頼について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代君）

議案第６号　その他②　生産緑地地区の取得の斡旋依頼についてご説明させていただきます。前月に続きまして、天理市より農業委員会に生産緑地農地の取得の斡旋依頼がまいりました。クリップ止めの資料が６分冊ございまして７件12筆の買取り申出となっております。それぞれ農地の所在地等と場所の地図をつけておりますので、ご確認ください。

買取り希望される方がおられましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

なお、回答期限の都合上、４月21日（金）までに農業委員会事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。買取り希望がない場合は連絡不要とさせていただきます。以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただいま報告のありました、生産緑地地区の取得の斡旋について、何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、買取り申し出の希望があるようでございましたら、令和５年４月21日ま

でに農業委員会事務局に申し出てください。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田彰君）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・下限面積要件廃止後の農地法第３条による権利取得後における規制等について

（令和５年４月１日～）

　２つめの事項につきましては今月１日から施行されました、農地法第３条の権利移動に伴い取得できる下限面積の要件が廃止されました。この法律の改正によりまして、

いまや誰でも農地を取得できる機会があり、新たに農地を取得する方がこれまで以上に増える見込みであります。そこで、事務局としましては、これまでもそうですが、一定のルールを設けまして、申請者に説明していきたいと、考えています。

　それでは、こちらの資料をご覧いただき説明させていただきます。

（德永係長より詳細説明）

議長（松井義憲君）

　ただいま説明のありました、農地法第３条の新規就農者に対する規制等について

何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、特になければそのような取り計らいで行ってまいりたいと思いますのでご協力の程よろしくお願い申し上げます。

それではこれをもちまして４月の定例委員会を閉会させていただきます。

本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ５年　４月　７日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員